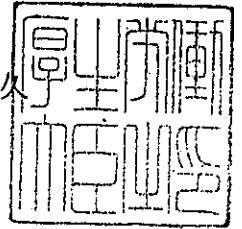


厚生労働省発能0425第3号
平成26年4月25日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 キャリア形成促進助成金制度の改正

中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）を受けさせる事業主に対し、当該訓練に要した経費の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額及び当該訓練期間中に支払った賃金の額のうち、一時間あたり四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）の助成を行うものとする。

第二 キャリアアップ助成金制度の改正

有期契約労働者等に専門実践教育訓練を受けさせる事業主に対し、当該訓練に要した経費等の合計額について、次の（一）から（三）までに掲げる実施時間数の区分に応じ、当該（一）から（三）までに定める額を超えるときは、当該定める額の助成を行うものとする。

- （一） 百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）
- （二） 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）
- （三） 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

第三 その他

- 一 この省令は、平成二十六年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所用の規定の整備を行うこと。